

## 6.18 文化財

### 6.18.1 現況調査

#### (1) 調査内容

事業計画路線の周辺地域における文化財の状況を把握するため、既存資料調査を実施した。

調査の内容は、表 6.18.1 に示すとおりである。

表 6.18.1 調査内容

調査対象項目	調査対象範囲	調査対象期間	調査方法
埋蔵文化財の状況	事業計画路線の周辺地域	平成 14～30 年度	既存資料調査 ・大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」 ・「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書」 ・「大阪市の文化財」等関連資料 ・大阪市教育委員会へのヒアリング調査

#### (2) 資料調査結果

事業計画路線上の埋蔵文化財包蔵地の状況は図 6.18.1 及び表 6.18.2 に示すとおりであり、大深町遺跡～福島蔵屋敷跡、土佐堀 1 丁目・2 丁目所在遺跡、難波御蔵跡及び船出遺跡はシールド区間、中之島蔵屋敷跡は駅部開削工事区間、難波貝層遺跡は立坑開削工事区間、敷津遺跡 B 地点・C 地点はトンネルから高架に移行する掘割区間に位置している。

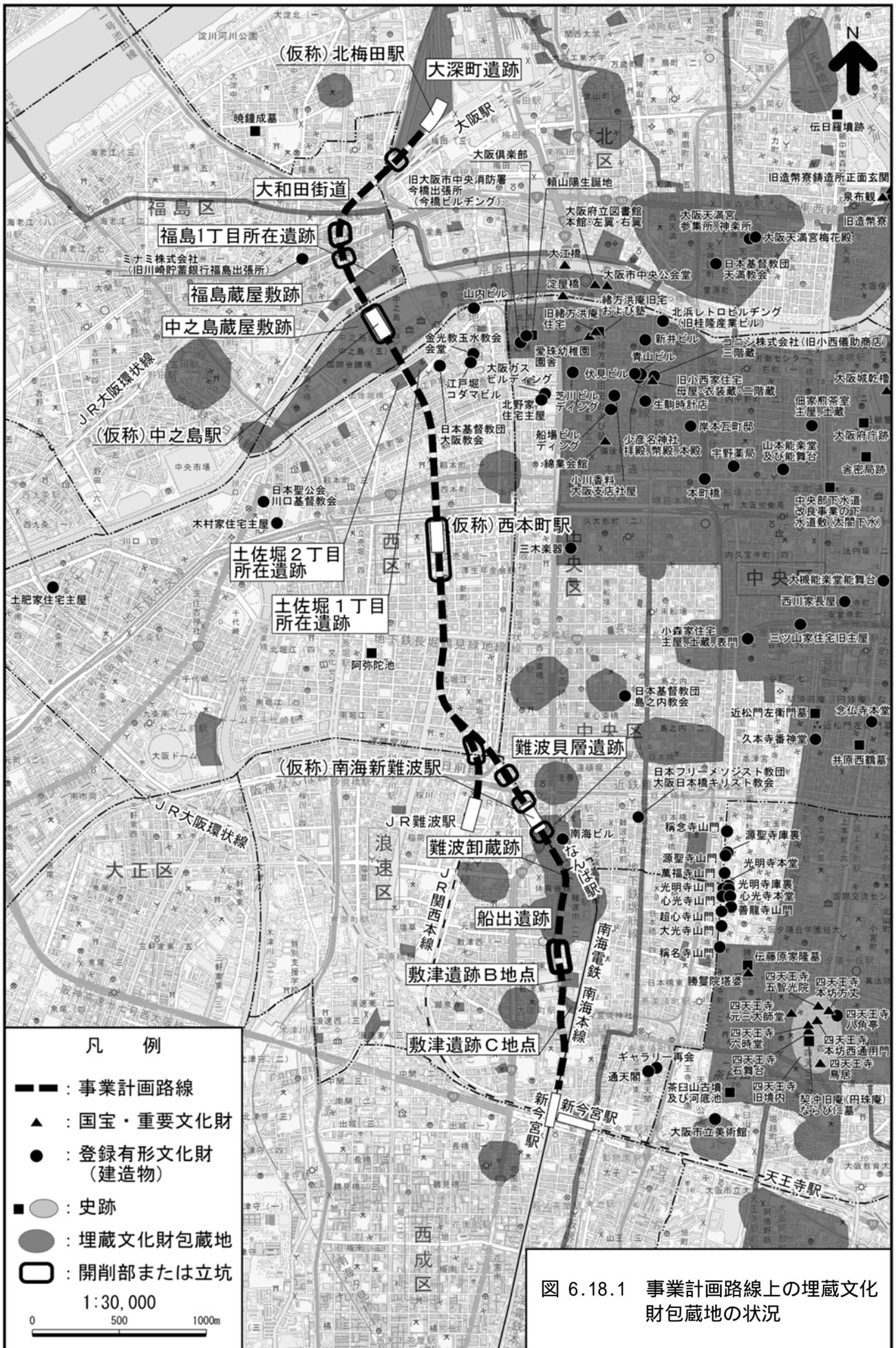
大阪市教育委員会へのヒアリングにより、埋蔵文化財包蔵地の深度は概ね 1 m 前後であると把握した。

表 6.18.2 事業計画路線上の埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財包蔵地			事業計画路線	
名称	種類	深度	工事区間	深度
大深町遺跡	その他（建物跡）	1 m 前後	複線シールド	約 2～4 m
大和田街道	その他（街道）	1 m 未満	複線シールド	約 12 m
福島 1 丁目所在遺跡	蔵屋敷跡	1 m 前後	単線シールド	約 28～34 m
福島蔵屋敷跡	蔵屋敷跡	1 m 前後	単線シールド	約 28～34 m
中之島蔵屋敷跡	蔵屋敷跡	1 m 前後	駅部開削	約 36～44 m
土佐堀 1 丁目所在遺跡	蔵屋敷跡	1 m 前後	単線シールド	約 35 m
土佐堀 2 丁目所在遺跡	蔵屋敷跡	1 m 前後	単線シールド	約 35 m
難波貝層遺跡	散布地	1 m 前後	立坑開削	約 48 m
難波御蔵跡	幕府米蔵跡	1 m 前後	単線シールド	約 12～30 m
船出遺跡	散布地	1 m 前後	単線シールド	約 12～25 m
敷津遺跡 B 地点	散布地	1 m 前後	掘割	約 6～10 m
敷津遺跡 C 地点		1 m 前後	掘割	約 5 m

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」、「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書」（大阪市教育委員会・（公財）大阪市博物館協会大阪文化財研究所）及び大阪市教育委員会へのヒアリングにより作成

（注）事業計画路線の深度は、シールド区間についてはシールド上部、駅部開削については駅部下、立坑開削については立坑下部、掘割については掘割下部までの深度である。



出典：「国土数値情報 都道府県指定文化財データ」（平成 26 年度、国土交通省 国土政策局 国土情報課）、大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」、「大阪市の文化財」（大阪市）より作成

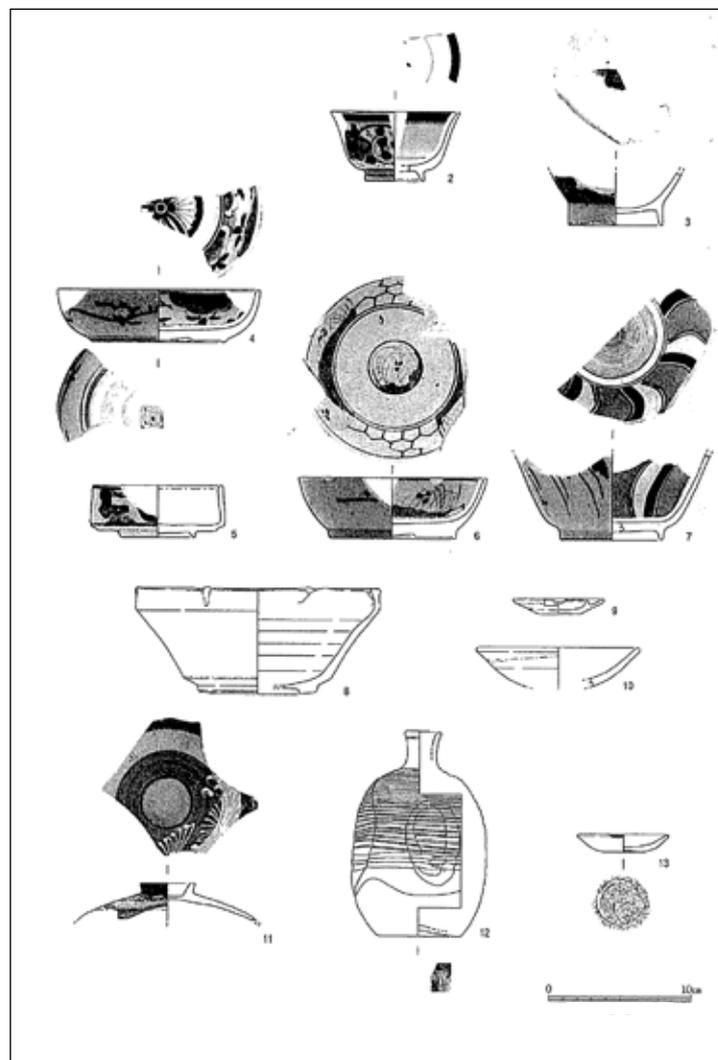
シールド深度の浅い区間に位置する大深町遺跡、開削工事区間に位置する中之島蔵屋敷跡、立坑開削工事区間に位置する難波貝層遺跡及び掘割区間に位置する敷津遺跡の概要は、以下に示すとおりである。

(a) 大深町遺跡

大深町遺跡については、平成 23 年 9 月～10 月に発掘調査が行われており、その結果は、「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書(2011)」(大阪市教育委員会・(公財)大阪市博物館協会大阪文化財研究所)にとりまとめられている。

同報告書によると、12 世紀代の瓦器碗が確認され、近隣に集落の存在が想定されるとともに、図 6.18.2 に示す幕末期の遺物である磁器等の廃棄物がまとめて確認され、当地域の都市化がこの時期に始まることが示唆されたとしている。

<平成 23 年 9 月～10 月調査遺物の一例>



出典：「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書(2011)」(大阪市教育委員会・(公財)大阪市博物館協会大阪文化財研究所)

図 6.18.2 大深町遺跡の遺物

(b) 中之島蔵屋敷跡

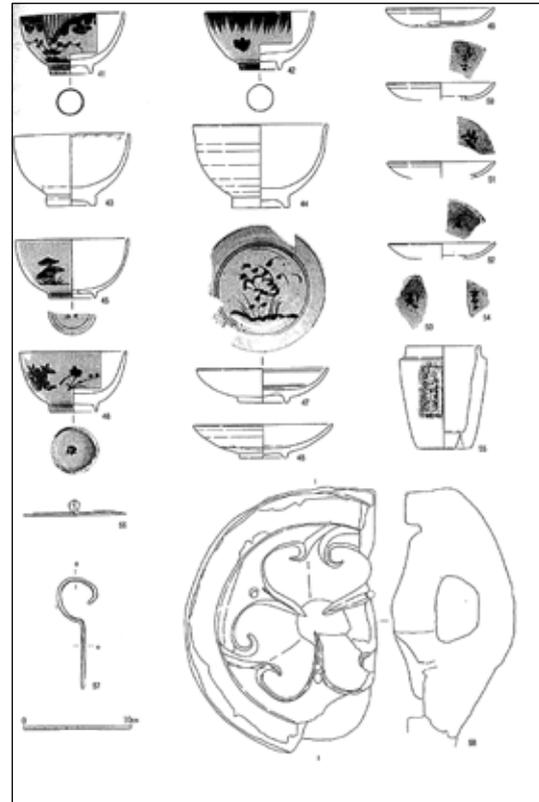
中之島蔵屋敷跡については、平成 22 年 6 月及び平成 23 年 4 月～ 6 月に発掘調査が行われており、その結果は、「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（2010）」・「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（2011）」（大阪市教育委員会・（公財）大阪市博物館協会大阪文化財研究所）にとりまとめられている。

同報告書によると、調査地は鳥取藩の蔵屋敷に該当し、平成 22 年 6 月調査、平成 23 年 4 月～ 6 月調査とも、図 6.18.3 に示すとおり、当時の生活ぶりが分かる陶磁器等の遺物が確認され、鳥取藩蔵屋敷の実態の一端が明らかになったとしている。

<平成 22 年 6 月調査遺物の一例>



<平成 23 年 4 月～ 6 月調査遺物の一例>



出典：「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（2010）」・「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（2011）」（大阪市教育委員会・（公財）大阪市博物館協会大阪文化財研究所）

図 6.18.3 中之島蔵屋敷跡の遺物

(c) 難波貝層遺跡

難波貝層遺跡については、平成 15 年 3 月に試掘調査が行われており、その結果は、「大阪市埋蔵文化財発掘調査報告 - 2001・2002 年度 - 」( (財) 大阪市文化財協会 ) にとりまとめられている。

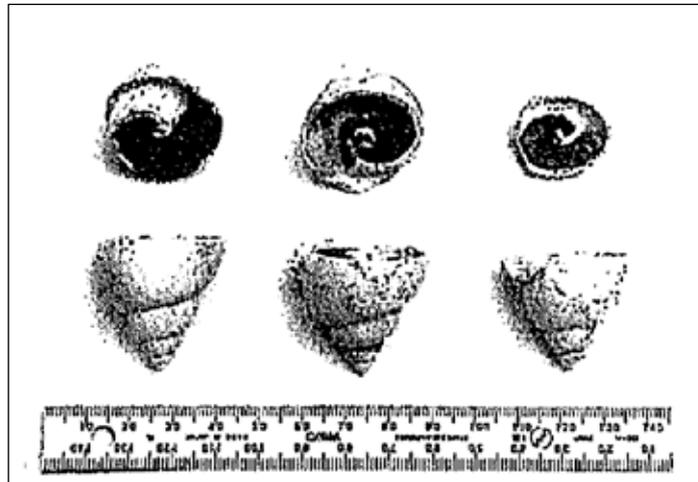
同報告書によると、調査地からは、古代から中世と考えられる土師器片が出土したとしている。

(d) 敷津遺跡

敷津敷跡については、平成 20 年 4 月、7 月～ 8 月、平成 23 年 7 月～ 8 月及び平成 29 年 1 月～ 2 月に発掘調査が行われており、その結果は、「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書 (2008) 」・「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書 (2011) 」・「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書 (2016) 」( 大阪市教育委員会・(公財)大阪市博物館協会大阪文化財研究所 ) にとりまとめられている。

同報告書によると、調査地は弥生時代から平安時代にかけての遺物散布地に該当し、平成 20 年 4 月調査では皿などの土器、平成 20 年 7 月～ 8 月調査では中世後期の畠作を示す遺構や廃棄された陶磁器片、平成 23 年 7 月～ 8 月調査では加工・製造の過程で廃棄された貝類や貝製品( 図 6.18.4 参照 )、平成 29 年 1 月～ 2 月調査では陶磁器等が発掘され、中世今宮商人の活動や魚介類を主体とした流通活動の一端が明らかになったとしている。

<平成 23 年 7 月～ 8 月調査遺物の一例>



出典：「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書 (2011) 」( 大阪市教育委員会・(公財)大阪市博物館協会大阪文化財研究所 )

図 6.18.4 敷津遺跡の遺物

## 6.18.2 土地の改変に係る予測及び評価

### (1) 予測

#### (a) 予測方法

予測は、事業計画路線の平面・縦断の設計情報と埋蔵文化財包蔵地の深度等の詳細情報を重ね合わせ、影響の程度を推定することにより実施した。

#### (b) 予測条件

##### (ア) 予測対象箇所

事業計画路線上には、図 6.18.1 及び表 6.18.2 に示したとおり、12 カ所の埋蔵文化財包蔵地が位置していることから、これらを予測対象箇所とした。

##### (イ) 予測対象時期

予測対象時期は、建設工事中とした。

#### (c) 予測結果

埋蔵文化財包蔵地と事業計画路線の深度は、表 6.18.2 に示すとおりである。予測対象箇所のうち、事業計画路線の工事区間がシールド区間である 8 カ所については、大深町遺跡を除くと、事業計画路線の深度（シールド上部）が約 12～35m である。埋蔵文化財包蔵地の深度が 1 m 前後であることを勘案すると、これら 7 カ所（大和田街道、福島 1 丁目所在遺跡、福島蔵屋敷跡、土佐堀 1 丁目所在遺跡、土佐堀 2 丁目所在遺跡、難波御蔵跡、船出遺跡）については改変のおそれは小さいと予測される。ただし、大深町遺跡については、事業計画路線の深度が約 2～4 m であることから、埋蔵文化財包蔵地の深度が 1 m 前後であることを勘案すると、改変のおそれはあると予測される。

また、事業計画路線の工事区間が、駅部開削、立坑開削及び掘割である 4 カ所（中之島蔵屋敷跡、難波貝層遺跡、敷津遺跡 B 地点、敷津遺跡 C 地点）については、本事業により改変される深度（駅部・立坑・掘割下部）が地上から約 5～48m であり、埋蔵文化財包蔵地の深度が 1 m 前後であることを勘案すると、改変のおそれはあると予測される。

このため、建設工事の実施にあたっては、事前に大阪市教育委員会等の関係機関と協議を行い、その指導の下、文化財保護法に基づく必要な届出や調査を行いながら、進めていくものとする。その際新たに遺構や遺物が発見された場合は、大阪市教育委員会等と再協議を行った上で、写真撮影等による記録保存を行うなど、適切な措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施による文化財への影響は軽微であると予測する。

## (2) 評価

### (a) 環境保全目標

土地の改変に係る文化財の環境保全目標は、表 6.18.3 に示すとおりである。

本事業の実施（土地の改変）が、事業計画路線周辺に及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標と照らし合わせて評価した。

表 6.18.3 土地の改変に係る文化財の環境保全目標

環境影響要因		環境保全目標
建設 工事 中	土地の改変	文化財保護法、大阪府文化財保護条例、大阪市文化財保護条例に適合すること。 事業計画路線及び周辺地区の文化財の保護に関して、適切な対策が講じられていること。 文化財への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

### (b) 評価結果

事業計画路線には埋蔵文化財包蔵地が存在することから、建設工事の実施にあたっては、事前に大阪市教育委員会等の関係機関と協議を行い、文化財保護法に基づく必要な届出や調査を行いながら、進めていくものとする。また、その際新たに遺構や遺物が発見された場合は、大阪市教育委員会等と再協議を行った上で、写真撮影等による記録保存を行うなど、適切な措置を講じる。

よって、本事業の実施による文化財への影響は軽微であると予測された。

さらに、改変区域を最小限にとどめ、土地の改変に係る文化財への影響をできる限り低減する計画とする。

以上のことから、本事業による土地の改変が事業計画路線の埋蔵文化財に及ぼす影響は、文化財保護法等に適合していること、文化財の保護に関して適切な対策を講じる計画としていること及び文化財への影響を最小限にとどめるよう配慮されていることから、環境保全目標を満足するものと評価する。